

社会福祉法人宇城市社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宇城市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員並びに本会が規定する委員会の委員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本会を主たる勤務場所として勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 定款第10条及び第25条に定めるとおり、常勤の理事に対してのみ報酬等を支給し、非常勤役員等に対しては報酬等は支給しない。

2 会長の報酬は、無報酬とする。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 常勤の理事報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、月額200,000円の範囲内で、理事会において決定する。
- (2) 通勤手当については、事務局職員給与等規程の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたる時は、休日でない日まで繰り上げて支給日とする。

2 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額等を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 非常勤役員等が、次の会議等に出席する場合に費用を弁償する。ただし、宇城市の一般職及び特別職にはこれを支給しない。

- (1) 理事会、監事会、評議員会

- (2) 本会が規定する委員会及び部会
- (3) 会務のため会長の要請を受けて出席する会議等

2 費用弁償の額は、日額2,000円とする。ただし、次の場合は半額とする。

- (1) テレビ会議・Web会議等による参加
- (2) 決議の省略(理事会、監事会、評議員会の書面審議又は電磁的記録・電子メールによる審議)

(旅費)

第7条 役員等が用務のため出張する場合は、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、本会職員旅費規程の例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、平成17年 1月15日制定社会福祉法人宇城市社会福祉協議会役員等の費用弁償及び旅費に関する規程は廃止する。
- 3 この規程は、令和 3年 4月 1日から改正施行する。
- 4 この規程は、令和 3年 7月 6日から施行する。